

## インフルエンザ ・ 新型コロナウイルス感染症 罹患報告書

岡山県立倉敷商業高等学校 年 組 番 氏名

発症日：令和 年 月 日

診断日：令和 年 月 日

医療機関名： \_\_\_\_\_

診断名：インフルエンザ A型 ・ B型 ・ 不明  
新型コロナウイルス感染症

(該当するものに○を付けてください。)

解熱日：令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)： \_\_\_\_\_

## 【発症日からの経過】

毎日、検温をして、下表に記入して学校に提出してください。

発症後	月 日 (曜日)	測定時刻：体温 (午前)	測定時刻：体温 (午後)	症状
0日目	月 日 ( )	時 分： °C	時 分： °C	
1日目	月 日 ( )	時 分： °C	時 分： °C	
2日目	月 日 ( )	時 分： °C	時 分： °C	
3日目	月 日 ( )	時 分： °C	時 分： °C	
4日目	月 日 ( )	時 分： °C	時 分： °C	
5日目	月 日 ( )	時 分： °C	時 分： °C	
6日目	月 日 ( )	時 分： °C	時 分： °C	
7日目	月 日 ( )	時 分： °C	時 分： °C	
8日目	月 日 ( )	時 分： °C	時 分： °C	

※発症した日を0日目とします。

## 【インフルエンザの出席停止期間の基準】

学校保健安全法施行規則に基づき①②を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。
- ② 解熱[平熱(37.5°C未満)に下がること]した日の翌日を初日(1日目)として、2日間を経過していること。

## 【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準】

学校保健安全法施行規則に基づき①②を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。
- ② 症状が軽快した日の翌日を初日(1日目)として、1日間を経過していること。

## 学校記載欄(担任)

公欠	月 日 限 ~ 月 日 限	担任	保健係
出停	月 日 ~ 月 日		

生徒 → 担任 → 保健室(保管・報告)

# 〈記入例〉

【例】 11/5 (木) 帰宅後、発症。  
 11/6 (金) 受診して、インフルエンザA型と診断。  
 11/7 (土) 解熱  
 11/9 (月) 解熱後2日目  
 11/10 (火) 発症後5日目  
 11/11 (水) 登校可

インフルエンザ ・ 新型コロナウイルス感染症 罹患報告書

岡山県立倉敷商業高等学校 2年 9組 5番 氏名 **至誠 健**

発症日：令和 〇年 11月 5日 ← ※発症日は、発熱・関節痛などインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た日

診断日：令和 〇年 11月 6日

医療機関名： 〇〇クリニック

診断名：インフルエンザ **A型** ・ B型 ・ 不明  
 新型コロナウイルス感染症  
 (該当するものに〇を付けてください。)

解熱日：令和 〇年 11月 7日 ← ※解熱日は、平熱(37.5℃以下)に下がった日

令和 〇年 11月 11日  
 保護者氏名(自署)： **至誠 剛**

## 【発症日からの経過】

毎日、検温をして、下表に記入して学校に提出してください。

発症後	月 日 (曜日)	測定時刻：体温 (午前)	測定時刻：体温 (午後)	症状	
0日目	11月 5日 (木)	7時30分：36.7℃	19時00分： <u>38.8℃</u>	頭痛	発症日
1日目	11月 6日 (金)	8時30分：38.6℃	20時00分：37.8℃	倦怠感	診断日
2日目	11月 7日 (土)	8時00分：37.6℃	20時30分： <u>36.7℃</u>	咳、鼻汁	解熱日
3日目	11月 8日 (日)	7時00分：36.3℃	18時15分：36.4℃	咳	
4日目	11月 9日 (月)	7時00分：36.2℃	19時00分：36.3℃		解熱後2日目(インフルエンザ基準②)
5日目	11月 10日 (火)	7時00分：36.3℃	20時00分：36.4℃		発症後5日目(基準①)
6日目	11月 11日 (水)	6時00分：36.3℃	時 分： °C		登校可
7日目	月 日 ( )	時 分： °C	時 分： °C		

※発症した日を0日目とします。

### 【インフルエンザの出席停止期間の基準】

学校保健安全法施行規則に基づき①②を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。
- ② 解熱[平熱(37.5℃未満)に下がること]した日の翌日を初日(1日目)として、2日間を経過していること。

### 【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準】

学校保健安全法施行規則に基づき①②を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。
- ② 症状が軽快した日の翌日を初日(1日目)として、1日間を経過していること。